

令和5年第3回定例会

令和5年 11月16日 開会

同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

令和5年11月16日

議事日程

- 第 1 会期の決定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 管理者発言
 - 第 4 報告第 1 号 資金不足比率の報告について
 - 第 5 議案第 1 0 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 第 6 議案第 1 1 号 多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - 第 7 議案第 1 2 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 - 第 8 議案第 1 3 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 - 第 9 議案第 1 4 号 令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）について
 - 第 1 0 議案第 1 5 号 令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について
 - 第 1 1 議案第 1 6 号 令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計資本剰余金の処分及び決算認定について
 - 第 1 2 議案第 1 7 号 令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	中山晴親君	2番	丸山保君
4番	内田裕美子君	5番	野口靖君
6番	大久保協城君	8番	窪田行隆君
9番	湯井廣志君	12番	高橋淳君
13番	荒木征二君	14番	丸山覚君
15番	三澤望太君	16番	佐藤学君
17番	山崎恒彦君	18番	栗原透君

欠席議員（5名）

3番	中澤秀平君	7番	青木貴俊君
10番	冬木一俊君	11番	吉田達哉君
19番	松本文和君		

説明のため出席した者

管理者	新井雅博君	監査委員	細谷恭弘君
組合事業統括 兼病院長	塚田義人君	病院長補佐	設楽芳範君
介護老人保健 施設長	河合弘進君	事務局長兼 経営管理部長	三井清光君
看護部長	高田幸子君	薬剤部長	堀口裕之君
診療支援部長	高田哲也君	参事兼 しらさぎ管理課長	横坂政彦君
総務課長	塩川広幸君	用度課長	新井誠十郎君
企画財政課長	新井恵介君	課長兼 患者支援センター 事務統括兼 緩和ケアセンター 事務統括	清宮きよ江君
医事情報課長兼 健康管理センター 事務統括	五十嵐哲二君	課長兼 安全管理センター 事務統括兼 安全管理 グループリーダー	黒澤透君

事務局職員出席者

総務課 課長補佐	秋山裕子	研修管理センター 事務統括兼 総務課医局秘書 グループリーダー	金澤祐子
総務課 総務グループリーダー	新井敬継	総務課主査	大澤佑典
総務課主事	桜井大弥		

開会の挨拶

議長（湯井廣志君） 傍聴人の皆様に申し上げます。

当組合議会傍聴規則により、会議中は傍聴人の守るべき事項を遵守していただきますようお願いいたします。また、傍聴席においては、写真、動画などの撮影または録音などはしてはなりませんので、併せてお願いいたします。

議会開会に先立ち、ご報告申し上げます。

会議規則第2条の規定に基づき、本日の会議については欠席届が中澤秀平議員、青木貴俊議員、冬木一俊議員、吉田達哉議員、松本文和議員より提出されておりますので、ご報告させていただきます。

なお、吉田達哉議員より欠席の理由が届いておりますので、朗読させていただきます。

多野藤岡医療事務市町村組合議会議長、湯井廣志様。

多野藤岡医療事務市町村組合議会議員、吉田達哉。

欠席届。

令和5年11月16日の会議には次の理由により出席できませんので、会議規則第2条の規定により届けます。

理由。

当公立藤岡総合病院は、医療従事者が臥薪嘗胆し、全国1,500に上る標準病院の機能評価係数Ⅱで、過去においては全国7位を獲得し、令和3年も11位と地域に誇れる医療を提供している病院であります。その議会の招集告示日に配付された議案書並びに決算書に誤りがあり、差し替えたい旨の申し出がありました。その後、再度追加資料の配付をする旨の連絡をいただきました。正式に議案が整ったのが議会招集日の二日前の夜であります。このような状況では、病院運営の決算を含めた大切な議案に全て目を通す時間がなく、責任を持って賛否を判断するのにいささか疑問が残ります。

間違いは咎めませんが、議案配付に当たりしっかりとチェックをしないのは事務局の職務怠慢と言わざるを得ません。

以上の理由により、欠席届を提出いたします。

以上であります。

次に、議員各位にお願い申し上げます。

今期定例会は、新型コロナウイルス感染症対策のためマスクを着用していただき、発言の際もマスク着用のままお願いいたします。

なお、議長においても、感染拡大防止のためマスクを着用することといたします。議事進行等で聞きづらい点もあるかもしれませんが、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、多数のご出席をいただきまして開会できますことを心からお礼申し上げます。

今期定例会に提案されるものは、報告1件、議案8件でございます。

慎重にご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等誠に不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。簡単ではありますが開会の挨拶といたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくようお願いいたします。

開会及び開議

午後1時42分開会

議長（湯井廣志君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、令和5年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（湯井廣志君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（湯井廣志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において2番、丸山保君、12番、高橋淳君を指名いたします。

第3 管理者発言

議長（湯井廣志君） 日程第3、管理者の発言であります。管理者。

管理者（新井雅博君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

令和5年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会をお願いいたします

たところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、医療現場におきましては、いまだ収束を見ない新型コロナウイルス感染症対応、さらには、爆発的な感染拡大が広がっております季節性インフルエンザへの対応等、感染症対応に日々医療現場は追われている現況でありますけれども、万全の体制を敷きまして、これらの感染症につきまして取り組んでいるところでございます。

また、地域の医療機関と連携をしっかりと図りながら地域医療の充実に努めてまいりますので、議員各位におかれましてもご理解とご協力を賜りますように切にお願いを申し上げます。

さて、本議会にご提案をさせていただきました案件は、報告1件、議案8件でございます。いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

ただいまご挨拶の中で、重要案件でございますので慎重ご審議を賜りたいと、このような発言をさせていただきましたけれども、開会前に経営管理部長から、あるいはそれぞれの担当課長よりこのたびの議案における条例改正案につきましての大きな誤り、さらには決算報告についての負担比率の報告書類の不配付、度重なる、議員各位に対しては大変ご迷惑をおかけしたところであります。

まさしくこういった状況下の中で慎重ご審議を賜ることを大変心苦しく思うわけでありますけれども、ただいま経営管理部長のほうから今後の改善策についてお約束をさせていただきました。管理者としても責任を大きく痛感する中で、これらの改善策についてしっかりと履行、執行できるように管理に努めてまいりたいというふうに思っております。このたびの不祥事につきまして、改めて管理者として議員各位におわびを申し上げます。どうぞよろしくをお願いを申し上げます。

第4 報告第1号

議長（湯井廣志君） 日程第4、報告第1号、資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） 報告第1号、資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

今回の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものであります。

まず、病院事業会計であります。流動資産が65億7,506万円、流動負債から企業債等を控除した額が13億3,873万3,000円、差引き資

金剰余額が52億3,632万7,000円となっており、資金不足額が生じてないため、資金不足比率が算定されません。

次に、介護老人保健施設事業会計であります。流動資産が2億6,118万3,000円、流動負債から企業債等を控除した額が4,774万9,000円、差引き資金剰余額が2億1,343万4,000円となっており、資金不足額が生じてないため、資金不足比率が算定されません。

今後、資金不足額が生じないよう健全経営を目指し努力していきたいと考えております。

以上、報告といたします。

議長（湯井廣志君） 報告が終わりました。

次に、監査委員より審査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 監査報告をさせていただきます。

令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計及び介護老人保健施設事業会計の資金不足比率につきまして、監査委員を代表して結果をご報告申し上げます。

去る8月21日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、管理者より審査に付された令和4年度資金不足比率につきまして審査を行った結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令の定めるところにより算出されており、算定の基礎となった数値は正確であり、両事業ともに資金の不足はなく、資金不足比率は算出されませんでした。

以上、審査の報告とさせていただきます。

議長（湯井廣志君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第1号について報告を終わります。

第5 議案第10号

議長（湯井廣志君） 日程第5、議案第10号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） 議案第10号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

人事院は、令和5年度の国家公務員給与について、民間給与との較差を解消するため、期末・勤勉手当の支給率及び俸給月額の上上げを主な理由とする勧告を行い、これに基づいて、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正される見通しとなっております。本組合におきましても、国に準じて所要の改正をお願いするものであります。

改正の主な内容であります。第1条のうち第7条の3第1項第1号につきましては、医師の初任給調整手当の額を月額30万9,200円に改め、第11条につきましては、職員が勤務しない場合において、その1時間当たりの給与額の減額に関する計算を同条に規定し、第13条につきましては、時間外勤務手当等の算出基礎に初任給調整手当の月額及び特殊勤務手当の月額を加えるものであります。

第15条第2項につきましては、職員の期末手当の支給率を0.05月引上げ、また、第16条第2項第1号につきましては、職員の勤勉手当の支給率を0.05月引き上げることにより、期末・勤勉手当の合計月数を年間4.40月から4.50月とするものであります。

別表第1及び別表第2につきましては、俸給月額の上上げとして改めるものでございます。

次に、第2条につきましては、令和6年度からの期末・勤勉手当支給率の合計月数を6月期と12月期で平準化し、それぞれ2.25月とする改正を行うものであります。

施行日につきましては、公布の日からとし、第2条につきましては、令和6年4月1日からとするものであります。

なお、第7条の3第1項第1号並びに別表第1及び別表第2の改正につきましては、令和5年4月1日から適用するものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(湯井廣志君) 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

第6 議案第11号

議長(湯井廣志君) 日程第6、議案第11号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長(三井清光君) 議案第11号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

令和5年8月の人事院勧告を踏まえた職員の給与条例を改正するに当たり、会計年度任用職員においても所要の改正をお願いするものであります。

改正内容につきましては、第1条のうち第10条第2項では、会計年度任用職員の期末手当の支給率を0.025月引き上げ、0.675月から0.70月に改正を行うものであります。

第13条につきましては、パートタイム会計年度任用職員が勤務しない場合において、その1時間当たりの報酬額の計算に関する規定を同条に規定し、第16条につきましては、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等の算出基礎に特殊勤務手当の月額を加えるものであります。

第2条につきましては、令和6年度からの期末手当の支給率の合計月数を6月期と12月期で平準化し、それぞれ0.6875月とする改正を行うものであります。

施行日につきましては、公布の日からとし、第2条につきましては、令和6年4月1日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(湯井廣志君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

(「なし」の声)

議長(湯井廣志君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(湯井廣志君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(湯井廣志君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。議案第11号、多野藤岡医療事務市町村組合会計
年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原
案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(湯井廣志君) 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決
されました。

第7 議案第12号

議長(湯井廣志君) 日程第7、議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の育
児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長(三井清光君) 議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合
職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、職員の給与条例第13条の規定が時間外勤務手当等に関する
規定として改正されることを受け、本条例において、給与の減額に関する取扱
いとして改めて規定するものでございます。

改正の内容であります。部分休業に伴う給与の取扱いとして、職員が勤務
しない1時間当たりの減額の計算について、給料月額及び地域手当の月額の合
計額を基礎として算出することを規定いたします。

施行日につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い
申し上げます。

議長(湯井廣志君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

(「なし」の声)

議長(湯井廣志君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結
いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(湯井廣志君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第13号

議長（湯井廣志君） 日程第8、議案第13号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） 議案第13号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、職員の給与条例第13条の規定が時間外勤務手当等に関する規定として改正されることを受け、本条例において、給与の減額に関する取扱いとして改めて規定するものであります。

改正の内容であります。介護休暇及び介護時間に伴う給与の取扱いとして、職員が勤務しない1時間当たりの減額の計算について、給料月額及び地域手当の月額の合計額を基礎として算出することを規定いたします。

施行日につきましては、公布の日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第14号

議長（湯井廣志君） 日程第9、議案第14号、令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第14号、令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的支出、第1款病院事業費用、第1項医業費用におきまして3,460万8,000円の増額補正。資本的支出、第1款公立藤岡総合病院資本的支出、第1項建設改良費におきまして135万3,000円の増額補正となっております。

詳細につきましては、経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

第2条では、人事院勧告等に伴う給与費増により、第1款病院事業費用、第1項医業費用に3,460万8,000円を追加するものでございます。

次に、第3条では、来院者の安全確保を目的に、入院棟正面駐車場東側の駐車スペースと歩道との間に駐車場車止めの施工をするもので、第1款公立藤岡総合病院資本的支出、第1項建設改良費に135万3,000円を追加するものでございます。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第14号、令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

第10 議案第15号

議長（湯井廣志君） 日程第10、議案第15号、令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第15号、令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出、第1款介護老人保健施設事業費用、第1項事業費用におきまして、264万円の増額補正となっております。

詳細につきましては経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

第2条では、しらさぎの里における介護職員の不足を補うため、派遣職員の委託費用として、第1款介護老人保健施設事業費用、第1項事業費用に264万円を追加するものでございます。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号、令和5年度多野藤岡医療事務市町

村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第16号

議長（湯井廣志君） 日程第11、議案第16号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計資本剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第16号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計資本剰余金の処分及び決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、資本剰余金の処分につきましては、資本剰余金20億2,116万9,626円のうち、16億9,149万3,626円を欠損金に充てるものでございます。

次に、決算認定につきましては、24億4,139万円の純損失を計上し、前年度繰越利益剰余金を加えた28億2,203万円の未処理欠損金を令和5年度に繰越いたしました。

今後、さらなる病院の運営基盤の強化を図り、地域住民に信頼される病院となるように進めてまいりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、本決算につきましては、去る8月21日、細谷、窪田両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付をいたしております意見書のとおりでございます。

ここで、監査に当たっていただきました細谷、窪田両監査委員に感謝と御礼を申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計資本剰余金の処分についてご説明申し上げます。

旧病院解体に伴い資産を処分した結果、未処理欠損金の当年度末残高が28億2,203万6,228円生じたので、資本剰余金20億2,116万

9, 626円のうち旧病院に係る部分16億9, 149万3, 626円を処分し、欠損金に充てるものでございます。

次に、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

まず、患者状況ですが、入院患者数は年間10万2, 956人、1日平均282.1人でございました。

外来患者数は年間16万3, 371人、診療日数243日での1日平均は672.3人でございました。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入の税抜き決算額は137億852万3, 024円、このうち医業収益は111億556万4, 455円で、内訳といたしましては、入院収益68億3, 692万9, 554円、外来収益37億914万8, 209円、その他医業収益は5億5, 948万6, 692円で、このうち救急他会計負担金は8, 517万2, 000円でございます。

次に、医業外収益では24億8, 905万662円で、主な内訳といたしましては、新型コロナウイルス感染症等に係る国県補助金12億9, 279万545円、他会計負担金1億7, 018万2, 000円、長期前受金戻入9億9, 169万1, 565円でございます。

次に、特別利益は、固定資産売却益、過年度分補助金等の減価償却見合い分の収益化等により1億1, 390万7, 907円でございます。

次に、支出の税抜き決算額では161億4, 991万7, 632円で、このうち医業費用は116億8, 090万3, 451円で、主な内訳といたしましては、給与費56億7, 514万6, 427円、材料費31億1, 774万1, 603円、経費17億9, 491万8, 741円、減価償却費10億4, 279万4, 358円でございます。

医業外費用につきましては7億230万2, 822円で、主な内訳といたしましては、企業債の支払利息等1億3, 518万2, 106円、消費税の費用化による雑支出5億6, 349万3, 216円でございます。

特別損失につきましては37億6, 671万1, 359円で、主な内訳といたしましては、旧病院土地の売却損3億6, 579万4, 804円、旧病院解体工事費用6億7, 494万4, 546円、旧病院除却費27億2, 547万2, 009円でございます。

医業収支比率は95.1%、総収支比率は84.9%となり、24億4, 139万4, 608円の純損失を計上いたしました。

前年度繰越欠損金は3億8, 064万1, 620円と合わせ、28億2, 203万6, 228円を未処理欠損金として令和5年度へ繰り越すものでございます。続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入の税込み決算額は11億8,469万5,268円で、内訳といたしましては、第1項の企業債償還元金に対する他会計負担金5億6,192万2,000円、第2項企業債1億4,300万円、第3項固定資産売却代金4億1,448万1,468円、第4項補助金6,529万1,800円でございます。

これに対しまして、資本的支出の税込み決算額は14億1,386万9,154円で、内訳といたしましては、第1項建設改良費2億3,262万1,250円、第2項企業債償還元金11億8,124万7,904円でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額2億2,917万3,886円は、過年度分損益勘定留保資金2億2,827万6,366円と当年度分消費税資本的収支調整額89万7,520円を充て、収支の均衡を図っております。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より監査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算に係る審査の概要と結果について、監査委員を代表してご報告申し上げます。

去る8月21日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された令和4年度決算報告書並びに事業報告書を中心に、証書類を照合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認めました。

内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

患者利用状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数字と同様でありますので省略させていただきます。

令和4年度は、旧病院解体工事費用、旧病院に係る資産の除却等により純損失を計上しております。

今後の病院運営は、地域中核病院として救急医療、高度専門医療の充実に努め、地域住民に信頼される質の高い医療の提供と将来的に安定した健全な経営を期待するものです。

以上、決算審査の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（湯井廣志君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。大久保協城君。

議員（大久保協城君） 令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業決算報告の第15号の議案について質問をさせていただきます。

16ページ、収益費用明細書、第1款でありますけれども、この中の研究研修費2,046万2,651円についてですが、まず、この研修の内容について

て質問させていただきます。

議長（湯井廣志君） 総務課長。

総務課長（塩川広幸君） 研修の内容についてお答えいたします。

こちらの研修費につきましては、診療報酬に関する施設基準につきまして、必要な資格を取得するため、また更新するために医師や看護師が研修や学会に参加するというような内容になっております。以上、答弁といたします。

議長（湯井廣志君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 医師や看護師が資格を取るために、また、スキルアップを図るために使われるというふうな答弁でよろしかったですかね。

これ、意見書なんですけれども、意見書の7ページを見ますと、平成30年からずっとこの数字が明記されております。今年度は25.9%の増というふうなことであるんですが、過去その数字を追っていくと、平成30年には2,700万、令和元年で2,500万と。この令和2年、3年については、当然コロナ禍においてこういった研修が行われなかったがゆえの減額なんだろうと思います。今年度25%、26%に近い増になったのは、そういった経緯があったがゆえの増であろうなということは推察できるんですが、平成30年度に比べるとその数字は700万ほど減っております。

そこで、先ほど答弁いただいた研修の内容ですけれども、このコロナ禍においてどんな研修ができずに、スキルアップが図れずに、それぞれ医師、看護師の資質に関わるものが低下しているのか、またはできなかったがゆえに何かそういうことのリスクがあったのか、お伺いをいたします。

議長（湯井廣志君） 企画財政課長。

企画財政課長（新井恵介君） お答えいたします。

金額が減っているという、コロナ禍で減少しているということなんですが、実際に、確かに令和2年、3年におきましては研修自体も件数が、令和元年度550件あったものが300、400件程度に減少しております。

令和4年度については、令和元年度程度に、529件に戻っているんですが、金額的に減少している理由としては、この中に交通費が含まれておまして、コロナ禍の状況でZOOM等のネットを使う研修が増えましたので、この部分で減少しているものが大きいということになります。以上です。

議長（湯井廣志君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 使われている内容につきましては理解いたします。

先ほど研修の内容についてというふうなことでお伺いをいたしましたけれども、医師について、あるいは看護師についてもう少し細かく、どんなような研修の内容なのかお示しをいただきたいと思います。

議長（湯井廣志君） 看護部長。

看護部長（高田幸子君） 看護師の研修のことにつきましてお答えをさせていただきます。

コロナ禍におきまして研修が行えなかったものというところに関しましては、基本的には従来どおりのものを行っております。ただ、接遇等に関しまして、研修の内容というところは以前と同様のものを行ってはおりますけれども、今の状況、勤務の状況等、看護師の負担というところが少し出てきておるという状況、コロナ禍において負担が出てきているという状況がございます。

看護師の接遇等研修に関しまして、その負担感の軽減というところも含めまして、看護師としてもう一度しっかりとした看護観、倫理観というところを改めて構築する、そして、それがいい看護につながるということはもう既にうたわれておりますので、そのような研修というところに今力を入れてやり始めているところでございます。

ですので、足りなかったと言われるところであるのは接遇のところ、それから看護観、看護師として充実した看護が提供できるというところの育成というところが少し欠如してきてしまっていたというところで、今年度からはそのところに力を入れて、研修を組み立てて実行しているところでございます。以上となります。

議長（湯井廣志君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） 医師の研修ですけれども、やはり専門医制度ということも大きくありまして、この病院はこの領域の、例えば外科の専門医は何人という教育的な施設であるというところ、これは新しい医師が教育を受けるための病院であるというところで非常に重要になってきますけれども、こういった資格を維持するために5年間で更新をしていくという、そんなふうな一定の学会出席が行われています。

ここの数字に表れていますように、コロナ禍で現地開催というのがほぼできない時期が今年の前半までありまして、だんだんと現地開催というふうになってきていますけれども、この三、四年間、資格のために学会参加というのはウェブ参加がほとんどでしたので、参加費は従来どおり払いますが、交通費ですとか宿泊費の方が、実は研究費の中でかなりのウェートを占めております。それがこの時期に減ったということの理由だと思います。

むしろウェブ参加のほうが、一定の期間パソコンの上でいろんな講演を聞くことができるので、実は充実した研修ができるというメリットもあります。もちろん、現地でライブの講演を聞くということの利点もあるわけですが、時間を使ってたくさんの教育の講演ですとか研究発表を聴取できるというメリットがありまして、研修費はこのように一時下がってきましたけれども、研修内容は充実していると言えるんじゃないかと思います。

新型コロナが5類に移行後はウェブ開催がなくなった学会もありますので、来年度以降は恐らく平成30年程度の研修費を消費することになるかと思いません。以上です。

議長（湯井廣志君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 報告書の中の22ページの報告の総括事項として、地域中核病院として、入院部門では急性期の医療体制を確保しつつ、リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟の充実により在宅復帰に向けた診療強化を図り、外来部門では専門的検査や治療に重点を置いた業務を行っていくと。そのほか、その下にももろもろ、今院長が答えられたことがまとめられて書いてあります。

この病院にあっては、本日欠席している議員の欠席理由が冒頭、議長より読み上げられましたけれども、ここにあるとおり、地域中核病院としてきちっとした医療の提供、看護の提供をしていかなくちやならない立場にある病院だと私は強く思っています。

何で今回こんな形で質問させてもらっているかという、藤岡総合病院と市の健康づくり課に市長へのメールというのが届いております。このメールの内容については、これは病院に宛てられたものですから市のホームページには掲載されておりません。ですが、このメールにつきましては、過日、経営管理部長にメールのことを承知しているかというふうなことで確認を取っておりますので、承知しているというふうな回答をいただいておりますから、承知をしている旨で質問させていただきますけれども、退院をする際に必ずしもいい状態で退院できる方ばかりじゃない。そうじゃなく病院を後にする方もいる。そういった方からの看護体制について非常に不愉快な思いをした、そういう内容のメールであります。この方は最悪な形で病院を後にしました。

当然、それには回答がされているんですけども、その回答の中で、管理職である看護師長、副看護師長全員で会議を開き、今後の対応を検討したとあります。先ほど接遇についてというふうなことが看護部長のほうから答弁としてありましたけれども、この検討内容、そして、それぞれの管理職である職員の方たちが今後どのように向き合っていくのか、また、このことが管理職だけでなく看護師全員、医師全員、事務方のスタッフ全員、こういったところにきちっと伝わっているのかどうなのか、そのことも含めて答弁いただきたいと思えます。

議長（湯井廣志君） 看護部長。

看護部長（高田幸子君） まず、お手紙を書かれた患者さん、それからご家族の方に対しては、非常に不愉快な思い、つらい思いをさせてしまったというところの看護職員の対応に関しましては非常に反省する点があります。本当に、また改めて心からおわびを申し上げたいと思えます。

それに関しまして、回答として書かせていただきました、看護管理職で今回頂いたお手紙の内容を共有しまして検討しました。そして、その内容としましては、やはり私たちの認識と患者さんの思いというところがずれている。ですので、患者さんの思いをしっかりと酌み取るという行動をしっかりと取っていこうというところを再確認いたしました。

このコロナ禍で業務の負担も多くなり、患者さんとお話をする時間がなかなか取れないという現状、そここのところをしっかりと改善していこう、患者さんのお言葉に耳を傾けてしっかりといきましょう、特に管理職はそれをやりましょうということになりました。

そして、今回の件に関しましては、各師長を通しまして各部署のスタッフにまで、この意見のことにしましては通達をさせていただいております。そして、各部署でも同様に、看護師の対応の仕方、それから看護の提供体制、それから勤務環境の改善というところまでしっかりと今話を進めておまして、取組みを始めております。ですので、これ以上このような思いをされる患者さんをつくらないということを看護部は強く会議の中で、みんなで意見一致をいたしましたので、そこに向けて取り組んで今いるところでございます。以上となります。

議長（湯井廣志君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） 病院全体としての取組についてもお話いたします。

先ほど大久保議員が紹介したような事例というのは本当に氷山の一角だと思うんですね。あえてどうしても口にせざるを得なかった、それだけつらい思いをした人の陰に、おそらくたくさんのもっともっと当院のサービスに対して不満を持っている方がいるということを重ね承知したいと思います。

院内での患者アンケートも含めて、公にされたものというのは全て共有するようにしております。サービス向上委員会という、院内の全ての職種の代表が集まるところでまず披露をいたしまして、その問題の分析ですとか、あるいは当事者への聴取など、体系的に何か問題はないか、というような先ほど看護部長が言ったような取組みを検討します。

それから、特に医師の場合も患者さんからの厳しい指摘というのはいただくことがありますけれども、そういったものは個別の医師に内容を伝え改善を指導し、診療部会という医師全体の集まりの場で一般化した形で、このような形で大変お叱りを受けていますというところで、改めて基本ということを指導するようにしております。

医師というのは、これは特にいろんな病院をローテーションして回っていきますので、毎年のようにこれは繰り返しの形で発生しますし、私も含めて、改

めて問題意識を持ち、サービス向上に努めるようなところで取り組みをしているつもりでございます。さらに今後改善したいと思います。以上です。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） 事務のほうも、先ほども私どもも議案書の間違いですとか、また先ほど総務課長のほうからもありましたが、マニュアル等々の作成ができていないという面もありまして、やはり一人一人の認識がなかなか統一できていないという部分がございます。

また、患者様ですね。病院に来院される患者様につきましても、やはり一番は、病院の入り口は窓口でございます。窓口に関しましても担当課が医事情報課というところでやっておりますが、できるだけお客様に気持ちよく来ていただいて、しっかり診ていただいて、また気持ちよく帰っていただく、そういう体制づくりを常々心がけており、私のほうにも毎日のように報告がされております。

私としましても、そういう体制づくりがやはり地域に信頼される病院づくりだと思っておりますし、一人も取り残さない姿勢、こちらの部分に関しましても、この藤岡地域で藤岡市が目指している取り組みでもあります。ですので、事務方といたしましても、先ほどのような事務の失態などがないように、ミスが重なれば重なるほどそれは改善するために大きな力が必要になってくると思っております。このミスを糧に、しっかり次にはミスのないようにして、私たちは市民のために、また関係市町村の住民のために、この地域の病院をしっかりと支えていきたいと思っております。全く言葉が整わなくて申し訳ございませんけれども、私のほうからの回答とさせていただきます。失礼いたします。

議長（湯井廣志君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） これが5回目になるんで最後の質問になるかと思えます。

この回答が行われたのが令和5年2月、まさに今、審査をしている決算年度であります。いろいろ看護部長、院長、管理部長から答弁がありました。どんなに改善されて、これからいい病院になったとしても、亡くなった人は帰ってこないし、この家族の思いは癒やされることはない。だけど、看護部長からの答弁にあるように、今後こういった悲しい思いをする方がないようにしたいという答弁に私は期待をしたいと思います。

どういった形でこの病院を後にしても、ありがとうございました、大変お世話になりましたと心から感謝を込めてそのように伝えてもらえる病院、スタッフであっていただきたいと思えます。

今回、この議案の提案説明の中で、管理者から地域住民により信頼される病院経営に努めるというふうな説明がありましたけれども、私は本当に若くして最悪の事態を迎えるに至ったこの家族の無念さを思うと、なかなかその説明に

理解をするのに苦しいところでもあります。

私の質問は以上にいたしますけれども、責任ある立場の方でもし何かあれば
お願いをして、質問を終えます。

議長（湯井廣志君） 他にご質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結
いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第16号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村
組合立病院事業会計資本剰余金の処分及び決算認定について、本案は原案の
とおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決
されました。

第12 議案第17号

議長（湯井廣志君） 日程第12、議案第17号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村
組合立介護老人保健施設事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第17号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護
老人保健施設事業会計決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度は、介護老人保健施設事業では7,197万円の純損失、訪問看
護事業では1,789万円の純利益となりました。2施設合計で5,408万
円の純損失を計上し、前年度繰越利益剰余金に純損失を加え、2,486万円
の未処理欠損金を令和5年度に繰越いたしました。

今後も地域医療の介護を支える施設となるよう進めてまいりますので、関係
各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げる次第でございます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたさせますので、よろ
しくお願いを申し上げます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） 詳細につきましてご説明申し上げます。

初めに、介護老人保健施設しらさぎの里でございます。

まず、施設利用状況ですが、入所利用者数は年間2万5,738人、1日平均では70.5人でした。通所利用者数は年間7,750人、利用日数247日での1日平均は31.4人でした。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入決算額は4億3,906万9,118円、このうち事業収益は4億2,374万1,959円で、内訳といたしましては、施設介護収益2億4,869万9,318円、居宅介護収益6,175万5,462円、居宅介護支援収益1,489万2,740円、施設介護利用料収益8,117万2,078円、居宅介護利用料収益1,367万3,561円、その他事業収益354万8,800円でございます。

事業外収益につきましては1,512万2,979円で、主な内訳といたしましては、補助金の減価償却見合い分の収益化としての長期前受金戻入で197万5,166円、補助金1,076万5,000円でございます。特別利益につきましては、過年度損益修正益20万4,180円でした。

次に、支出の決算額は5億1,104万6,665円であり、このうち事業費用は5億341万5,310円で、主な内訳といたしましては、給与費3億5,398万9,217円、材料費3,715万6,216円、経費4,920万5,509円、委託費4,153万1,753円、減価償却費2,141万5,550円でございます。

事業外費用につきましては763万1,355円で、主な内訳といたしましては、企業債の支払利息で730万2,951円でした。

事業収支比率は84.2%、総収支比率は85.9%で、7,197万7,547円の純損失を計上いたしました。

次に、訪問看護ステーションはるかぜでございます。

まず、利用状況ですが、利用者数は年間1万816人で、1日平均44.5人でした。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入の決算額は1億365万358円で、このうち事業収益は1億333万6,358円でございます。内訳といたしましては、訪問看護療養収益5,194万7,944円、介護保険訪問看護療養収益4,080万9,676円、訪問看護利用料収益520万9,895円、介護保険利用料収益536万8,843円でございます。

事業外収益につきましては、31万4,000円でした。

次に、支出の決算額は8,575万2,820円で、このうち事業費用は8,543万3,137円でございます。主な内訳といたしましては、給与費7,461万7,982円、材料費50万6,569円、経費841万8,468円、減価償却費178万7,728円でございます。

事業外費用につきましては、31万9,683円でした。

なお、事業収支率は121.0%、総収支比率は120.9%で、1,789万7,538円の純利益を計上いたしました。

以上、2事業合計で5,408万9円の純損失を計上し、2,486万6,029円を未処理欠損金として令和5年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

第1款介護老人保健施設事業資本的収入の決算額は、第1項訪問看護事業からの出資金1億2,000万円でございます。

第2款訪問看護事業資本的収入はございませんでした。

これに対しまして、第1款介護老人保健施設事業資本的支出の決算額は5,522万5,145円で、内訳といたしましては、第1項建設改良費241万3,100円、第2項企業債償還金5,281万2,045円でございます。

第2款訪問看護事業資本的支出の決算額は1億2,231万4,673円で、第1項建設改良費231万4,673円、第2項介護老人保健施設事業への出資金1億2,000万円でございます。資本的収入が資本的支出に対して不足する額5,753万9,818円は、過年度分損益勘定留保資金5,753万9,818円を充て、収支の均衡を図っております。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より監査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算に係る審査の概要と結果について、監査委員を代表してご報告申し上げます。

去る8月21日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された令和4年度決算報告書並びに事業報告書を中心に、証書類を照合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認めました。

内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

利用者状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数値と同様でありますので省略させていただきます。

介護老人保健施設事業には、リハビリテーションを重視し、在宅復帰を目的とした介護老人保健施設しらすぎの里と在宅での療養生活を支援する訪問看護ステーションはるかぜがあり、多くの人々に利用されております。

高齢化社会が進む中で、在宅復帰を目指し、在宅での療養生活を支援するという両事業は、地域のニーズに不可欠であると思われれます。

今後も自治体で進めている地域包括ケアシステムとの連携を深め、地域の医

療・介護を担う組合事業全体の運用として取り組んでいただきたいと願っております。

以上、決算審査の報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（湯井廣志君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。野口靖君。

議員（野口 靖君） すみません、質問します。

介護老人保健施設しらさぎの里、毎年この問題は出ていると思うんですけども、今年度7, 197万の純損失の中で、この原因となっているのは、まず最初、その辺が分析されているのか、監査のほうから、リハビリに対し復帰するための施設で重要とは言っていますけれども、今この数字を複数年ずつと続けておりますので、この辺のところの根拠、分析をお願いします。

議長（湯井廣志君） 企画財政課長。

企画財政課長（新井恵介君） 介護老人保健施設の収支について説明いたします。

まず最初に、主な赤字の原因としましては、今までどおり人件費によるものです。人件費比率が、給与費率が80%を超えるような状況ですので、ここを改善する以外、黒字になることは難しいと考えております。

令和4年度の費用の増加については、人件費はもちろんなんですが、光熱費等の増加、これが1,000万弱程度ありまして、あと、クラスターの発生等で8月、9月落ち込んだことも原因となっております。以上です。

議長（湯井廣志君） 野口靖君。

議員（野口 靖君） クラスターその他等は、令和2年度以降のコロナの問題からそういうことが出ている。その以前からもマイナスなんだ、94.8%ね。それ以前も、10年も前からもうその話は出ていて、一向にそのまま継続して、ここ二、三年はコロナでもう赤字だとか、利用率、稼働率が低下していると。人件費は上がりますが対策は全然していないし、先ほどの議案第15号、補正の中で派遣をというような、人件費というのでまだ派遣をという、先ほど成立しましたけれども。そこで質問するか、ここで質問するか考えましたけれども、それなのに何を努力しているという、人件費を削減、80%という、そのところは何も考えずに10年も20年も過ごしていると。そのところはどうか、説明をお願いします。

議長（湯井廣志君） しらさぎ管理課長。

参事兼しらさぎ管理課長（横坂政彦君） 野口議員のご質問にお答えさせていただきます。

今年度にかけては、私のほうが担当課長となりまして、今までの、2月の議会のお話がありましたけれども、それ以前からやっぱりしらさぎの里は非常に問題があるというところで、逆のことを言うんですけどどうしていいのか

はっきり言って分からなかったというのも実際だったと思います。

私のほうが担当となりまして、その時点でしらさぎのほうでは強化型、要は単価を上げましょうというところから始めました。それと、今までは外部との接触というところがあまりできていなかったので、社会福祉協議会をはじめ各医療機関にも声をかけさせていただいて紹介をしていただく、利用者数を増やすということも目指しました。

また、職員の意識改革、こちらのほうもしっかりと勉強していただき、私のほうが主催としてさせていただきました。それによって、少しずつ施設のほうも意識の改善というところができまして、少しではありますけれども、まだ今までの赤字というものの全部が解消できる訳ではないんですが、少しずつ改善を目指している段階でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） 私のほうからも補足をさせていただきたいと思えます。

今現在、市とうちの担当課とでしらさぎ部会というのを開いておりまして、以前もしらさぎ部会というのはあったんですが、改めて今年度に入り、既に4回ほど協議をしておりますけれども、しらさぎ部会ということで、今後のしらさぎの里に関して、どうしていくのかという検討をしているところでございます。

ただ、このまま放置しておいては、先ほどもありましたように人件費、また施設もかなり老朽化しております。その負担がどんどんこの病院、またその施設にかかってくるという状況でありますので、その部会の結果を踏まえて、しっかりその部会の結果を受け取って、病院としてしらさぎの里をどうしていこうかという方向をしっかりと決めていきたいと思っておりますし、その回答につきましても、そう遠くならないうちにしっかり皆様に報告をさせていただいた上で、内容も説明をさせていただいてご理解をいただきたいというふうには思っております。ただ、まだ現状どうしていくかという結果は出ておりませんので、それまでいましばらくお待ちいただければと思っております。以上です。

議長（湯井廣志君） 野口靖君。

議員（野口 靖君） 少し重い腰を上げながら準備を進めているということで、今、現状的には入所利用者数が2万5,000人からいっしょって利用されていらっしやる、この方が、もししらさぎの里が縮小するのか、また、そのところで廃止をするのか分かりませんが、このような利用者の中でやはり不安を抱えて、また市民の人たちが混迷するようであるようでは困るということもありますし、あとは総合的にこの民間の介護、またその他いろんなところの状況を見ながら、やはり公共がどこまで手を出した中でリハビリとか復帰その他

等をやっていくのが好ましいのかとか、総合的な判断をして、市民の利用者に負担のかからない、不安のかからないような方向性を見いだしてください。

あと、放置されているけれども、今の答弁の中で、4月からなったからじゃなく、もう今までを引き継いで、全ての情報を得ながら管理をしていただくのがしらさぎさんの管理をする課長とかそういうところの立場、職員の認識をもう一度お願いいたします。以上です。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） 野口議員がおっしゃいますように、やはり4月からなったから、私も4月からなったわけなんですけれども、前任者のことは全く分かりませんというような無責任なことは言えません。しっかり前任者のこと、また、この議事録も読み返してはいます。

議会であったこと、これをしっかり受け止めて、今、私のあるこの経営管理部長という責任において、しっかりその施設の維持管理も含めて対応していきたいと思えますし、また、管理者のほうからも、施設に入っている入所者さんに迷惑がかからないよう、施設の維持管理はしっかりしろと指示を受けております。

しらさぎの里が存続する限りは、しっかり施設に入っている方にご迷惑がかからないように一生懸命対応させていただきたいと思っておりますし、このまま市民の税金を、また病院の収益をしらさぎの里にずっと投入するという部分が本当によいことなのかどうなのかという部分も今検討をしっかりとしておりますので、その結果は、先ほども申しましたがそう遠くならないうちにしっかり皆様にお伝えし、ご理解をいただきたいと思いますので、大変申し訳ございませんが時間をいただき、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

議長（湯井廣志君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第17号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

字句の整理の件

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第38条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

管理者挨拶

議長（湯井廣志君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管理者（新井雅博君） 議員の皆さんには、長時間にわたりまして慎重ご審議を賜りまして、ご提案をさせていただきました全ての議案にご決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、審議の過程におきまして議員の皆さんから賜りましたご意見、ご指導につきましては、当然のことではありますけれども、改めてしっかりと心の中心に据えて取り組んでまいりたい、改めて地域医療の充実はもとより、患者さん、そしてご家族の皆さん、そして地域住民の皆さんに信頼をされる医療提供に努めていきたいというふうに考えております。

また、病院経営につきましても、健全経営に努めてまいりますので、引き続き各位からのご指導を賜りたいというふうに思っております。

季節もいよいよ師走に間もなく入ってまいります。議員の皆様方のご健勝を祈念して、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

閉会

議長（湯井廣志君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時07分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 湯 井 廣 志

署名議員 丸 山 保

署名議員 高 橋 淳